

令和 8 年度 新宿区教育委員会
会計年度任用講師（幼児教育推進員） 募集案内

この採用選考は、新宿区教育委員会会計年度任用講師（幼児教育推進員）の採用予定者を決定するために実施いたします。

1 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数
講師	幼児教育推進員乙	若干名

2 身分

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員（一般職）及び教育公務員特例法第 2 条第 2 項に基づく講師

3 職務内容

幼稚園長の指示のもと以下の業務を行う。

- （１）区立幼稚園の学級担任補助
- （２）保育指導
- （３）その他の園務

4 勤務場所

区立幼稚園（１３園）

5 任用期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※ 期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。

6 受験資格

次の要件を全て満たすこと。

- （１）教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する専修免許状、一種免許状、二種免許状のいずれかの幼稚園教諭免許状を有する者
（免許は有効期間内のものに限り、令和 8 年 10 月 31 日までに取得見込みの者を含む）
- （２）意欲をもって職務を遂行すると認められること。

※ ただし、地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条等のいずれかに該当する方は応募できません。

- （１）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （２）新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- （３）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- （４）教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
- （５）教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、

3年を経過しない者

- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

7 選考方法、日時及び場所

(1) 第一次選考

選考方法	書類選考（申込書及び小論文） ※小論文は別添選考シートを作成すること。テーマ、文字数は選考シート参照
結果発表	令和8年10月上旬 ※ 結果は合否にかかわらず申込者全員にお知らせします。 ※ 第一次選考合格者は、教育委員会会計年度任用講師採用候補者名簿（以下「採用候補者名簿」と言う。）に登載されます。名簿登載の期間は名簿登載日から令和9年3月31日までです。名簿登載された場合、欠員の状況によって第二次選考のご案内をお知らせします。また、令和8年度の欠員状況により令和8年11月以降に任用される可能性があります。

(2) 第二次選考

日時・会場	令和8年10月上旬（予定） ※ 面接会場は決定次第お知らせします。 ※ 面接日時については、配置予定園から連絡します。
選考方法	配置園による面接（個別面接）
結果発表	令和8年10月中旬（予定） ※ 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。選考の結果、採用に至らなかった場合は、採用候補者名簿登載者となります。

8 申込手続

所定の申込書に、必要事項を記入し、下記のとおり提出してください。

申込書は、新宿区教育委員会事務局教育指導課で配布します。また、ホームページの「会計年度任用職員」にある「令和8年度新宿区教育委員会会計年度任用講師（幼児教育推進員乙）募集」からダウンロードできます。なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	郵送または持参による。 <提出書類> ・ 新宿区会計年度任用講師採用選考申込書 ・ 第一次選考の小論文（選考シート） ・ 幼稚園教諭免許状の写し（更新講習修了確認証明書を添付する等、有効であることを確認できるようにすること） ・ 返信用封筒 <u>※ご自分の住所、氏名を記載し、切手を貼ったもの</u> <郵送の場合> ・ A4版が入る大きさの封筒に申込書、第一次選考の小論文、幼稚園教諭免許状の写し、返信用封筒を入れ、表に赤字で「幼児教育推進員採用選考申込書」と明記し、簡易書留で郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
------	--

申込期間	令和8年9月11日(金) から 令和8年9月30日(水) (必着) ◆持参は上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前8時30分から午後5時までとします。
申込先	〒160－8484 東京都新宿区歌舞伎町1－4－1 新宿区教育委員会事務局教育指導課教職員係

9. 勤務条件

勤務時間	午前8時10分～午後5時00分までの間で1日あたり6時間00分、 もしくは7時間30分勤務(休憩時間を除く)※配置園により異なります。 休憩時間60分 原則として月曜日から金曜日の間で週5日または週4日勤務 (年間平均週30時間勤務) ※ 所定労働時間を超えて、勤務することは原則としてありません。 ※ 園の行事のため土曜日が勤務日になることがあります。
休日等	週休日：・週5日勤務の場合は、原則として土・日曜日 ・週4日勤務の場合は、原則として土・日曜日及び月曜日から 金曜日までの間で週1日 休日：国民の祝日、年末年始 ※ 週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。
休暇等	(有給休暇) 年次有給休暇、慶弔休暇等があります。 (無給休暇) 病気休暇(引き続く5日までは有給)、母子保健健診休暇等があります。
報酬等	・月額 約26万円(地域手当相当分を含む。) ・通勤費用 上限額 月額55,000円の範囲内で支給 ※ 採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※ 昇給制度はありません。 ※ その他賞与の支給があります。
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、 労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性 あり ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置された際、再度任用は公 募を原則としますが、一定の要件を満たした場合、公募によらず再度任 用される可能性があります。 ※ 廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等 は、再度の任用は行いません。

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみします。

